

規制影響分析書要旨

規制の名称	医薬品に関する広告制限の対象の追加（肺癌治療薬「アレクチニブ」他4種の医薬品について）	
主管部局・課室	医薬食品局審査管理課	
関係部局・課室	—	
評価実施時期	平成26年6月	
規制の新設・改廃の内容・目的	薬事法第67条第1項において、特殊疾病に使用される医薬品であって、医師又は歯科医師の指導の下に使用されなければ危害を生ずるおそれが特に大きいものについては、政令で、当該医薬品を指定し、医薬関係者以外の一般人を対象とする広告を制限する等、当該医薬品の適正な使用の確保のために必要な措置を定めることができると規定されています。また、薬事法施行令第64条第1項において、特殊疾病は「がん、肉腫及び白血病」であることが規定されています。 今般、医薬品「アレクチニブ」、その塩類及びそれらの製剤（以下「アレクチニブ」という。）、「アビラテロン酢酸エステル」及びその製剤（以下「アビラテロン酢酸エステル」という。）、「ルキシソリチニブ」、その塩類及びそれらの製剤（以下「ルキシソリチニブ」という。）、「カバジタキセル」及びその製剤（以下「カバジタキセル」という。）並びに「ニボルマブ」及びその製剤（以下「ニボルマブ」という。）について、薬事法第14条第1項の規定に基づき、それぞれ「ALK融合遺伝子陽性の切除不能な進行・再発の非小細胞肺癌」、「前立腺癌」、「骨髄線維症」、「前立腺癌」及び「悪性黒色腫」を効能効果とする旨の製造販売承認が検討されていますが、これらの医薬品については、国内及び海外で行われた臨床試験の結果から、医師の指導の下に使用されなければ危害を生ずるおそれが特に大きいものであることが明らかです。 そこで、重篤な有害事象が生じる可能性があるアレクチニブ、アビラテロン酢酸エステル、ルキシソリチニブ、カバジタキセル及びニボルマブの適正な使用を図ること、及び適切な医療の機会を確保することを目的として、薬事法施行令第64条第1項で指定する医薬品に追加し、これらの広告方法の制限を行うこととします。 （備考） 対象となる医薬品は、以下のとおりです。 ・ アレクチニブ、その塩類及びそれらの製剤 ・ アビラテロン酢酸エステル及びその製剤 ・ ルキシソリチニブ、その塩類及びそれらの製剤 ・ カバジタキセル及びその製剤 ・ ニボルマブ及びその製剤	
	（根拠条文）	薬事法（昭和35年法律第145号）第67条第1項 薬事法施行令（昭和36年政令第11号）第64条第1項
想定される代替案	当該医薬品の適正使用を図るために、当該医薬品の流通を規制対象とし、当該医薬品を販売及び使用する際には、厚生労働大臣に事前に申請をしなければならないこととします。	
想定される費用	新設・改廃する規制案	代替案
（遵守費用）	当該医薬品を広告制限対象に追加することで、一般人に広告により当該医薬品の需要を喚起することができず、販売高が減少します。しかし、医薬関係者への広告はなされるため、当該医薬品を必要とする患者に対しては十分に供給されます。	当該医薬品の販売及び使用につき申請を行う作業が発生します。また、その申請手続きにかかる時間のために、当該医薬品の使用が必要にもかかわらず、速やかに使用できずに、適切な医療の機会を逸する患者が現れます。

	(行政費用)	当該医薬品を広告制限対象に追加することで、医薬関係者以外の一般人を対象とした広告が行われていないか監視するための費用が新たに発生します。	当該医薬品の販売及び使用につき申請を管理する事務費用と、当該医薬品を申請せずに販売及び使用する者や虚偽の申請をする者がいないか監視するための費用が新たに発生します。
	(その他の社会的費用)	当該医薬品を広告制限対象に追加することで、一般人が当該医薬品及び対象疾病に関する知識、情報を広告を介して得る機会が制限されます。しかしながら、当該医薬品に係る報道や、医薬関係者に対する広告はなお行われるため、一般人が必要に応じて当該医薬品について情報収集することは十分可能です。	当該医薬品の使用につき申請制にした場合、医師が当該医薬品を承認された効能以外に用いる「適応外使用」は不適正使用として申請が却下されることとなりますが、適応外使用は新しい治療法の探索等が目的であることがあり、その制限は医学の発展を妨げます。
想定される便益		新設・改廃する規制案	代替案
	(国民への便益)	一般人への広告制限対象に追加することで、重篤な副作用が報告されている当該医薬品の適正使用が図られ、患者の薬物治療における副作用防止に寄与します。	当該医薬品の使用について申請制にすることで、重篤な副作用が報告されている当該医薬品の適正使用が図られ、患者の薬物治療における副作用防止に寄与します。しかし、申請手続に要する時間のために患者への使用が遅れ、病状が進行する分だけ便益は減少します。
	(関連業界への便益) (備考) 「関連業界」とは、医療関連業界全般をいいます。	一般人への広告制限対象に追加することで、重篤な副作用が報告されている当該医薬品の適正使用が図られ、事故や健康被害の可能性を低下させることにつながり、それらが発生した場合の事故対応や治療に要するコストが削減されます。	当該医薬品の販売について申請制にすることで、重篤な副作用が報告されている当該医薬品の適正使用が図られ、事故や健康被害の可能性を低下させることにつながり、それらが発生した場合の事故対応や治療に要するコストが削減されます。しかし、申請手続に要する時間のために使用が遅れ、患者が重篤化又は死亡して、当該医薬品が使用されなくなる分販売高が減少します。

分析結果	「規制の便益」の欄に記載したとおり、本規制により、国民、関連業界、社会に対する便益は増加します。一方、想定される費用は、当該医薬品の販売高の減少(ただし、必要とする患者には十分に供給されるため、減少するのは不適正使用される場合です。)、違法な広告を監視すること、一般人が当該医薬品や対象疾病に関する知識や情報を、広告を介して得る機会が制限されることです。当該医薬品は人体に対する作用が非常に強いものであり、医師が総合的に判断して適正に使用しなければ、かえって重篤な副作用を生じるおそれがある医薬品です。このような医薬品について一般人への広告を無制限に認めることとなれば、当該医薬品に対して、患者が実際に有する以上の効能・効果を期待し、医師に当該医薬品の処方を求めること等の事態が生じ、その結果、患者の意志を尊重する必要がある医師の処方に、大きな影響を及ぼすこと等が考えられます。この弊害は重大であり、また、当該医薬品が医師の判断のもと適正に使用されたときに比べて、健康被害の治癒や事故対応等の追加の費用も発生します。よって、当該医薬品を広告制限対象へ追加することの便益は大きく、費用を正当化することができるため、本規制は、施策目標を達成する上で適切な手段であると考えられます。 また、本規制と想定される代替案の便益を比較します。本規制により、当該医薬品の適正な使用を図ることができて、国民、関連業界、社会に対する便益は増加します。一方、代替案においては、当該医薬品の適切な使用は概ね行われるようになるものの、手続にかかる時間により、患者の病状が進行する、そのことにより当該医薬品の販売高が減少する、違法な流通経路が発生し、その経路での不適正使用が生じるなどの事態が生じ、本規制よりも得られる便益は小さいと考えられます。 さらに、本規制と想定される代替案の費用を比較します。本規制により、当該医薬品の販売高は減少しますが、減少するのは不適正使用による場合であるため、これは望ましいことです。また、違法な広告がされていないか監視するのは、そもそも広告は人の目に付く形で行われるものなので、代替案のように当該医薬品の個々の流通に違法性がないか監視することよりもはるかに容易です。さらに、一般人への広告制限は、国民が報道機関や医薬関係者から知識、情報を得ることを妨げるものではありません。とすると、本規制の費用は大きなものではありません。これに対して、代替案においては、流通又は使用されるたびに申請が必要なため、患者、医薬関係者、関連業界、行政に大きな負担を求めることになります。また、患者が適切な医療の機会を逸失する事態が生じ、国民の健康が損なわれます。よって、代替案においては本規制よりもかかる費用は大きいと考えられます。 これらのことから、本規制は代替案よりも優れていることが分かります。
有識者の見解その他関連事項	アレクチニブ、アビラテロン酢酸エステル、ルキシソリチニブ、カバジタキセル及びニボルマブは、平成26年4月、同年5月及び同年6月に開催された薬事・食品衛生審議会医薬品第二部会において有効性・安全性・安全対策についての審議が行われました。承認するに際し、当該医薬品は重篤な副作用発現頻度が高い割合で発生するものであることから、医薬関係者以外の一般人に対する広告方法を制限することを検討し、この規制影響分析を行ったものです。なお、「毒薬・劇薬、指定医薬品、要指示医薬品、習慣性医薬品及び広告制限医薬品の指定の取り扱いについて」(平成10年3月12日中央薬事審議会常任部会報告)における指定基準に基づき、当該医薬品について広告方法の制限をすべきかどうかについては、事務局において検討する事項とされています。
一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件	当該医薬品について、科学的知見が蓄積され、又は適切な使用方法が開発され、「副作用が強く医師の指導の下に使用されるのであれば危害を生ずるおそれが特に大きいもの」ではないとの結論が得られた際には、本規制の見直しを行います。
備考	—